

令和 6 年度 第 7 回 広陵町 定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和 6 年 10 月 21 日 (月) 午後 1 時 25 分開会
同日 午後 3 時 33 分閉会

開催場所：真美ヶ丘第一小学校 2 階 ひまわりホール

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長) 植村 佳央、1 番委員：(教育長職務代理者) 松井 秀史、
2 番委員：岡野 聡子、3 番委員：白井 有香、4 番委員：村田 浩子

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育振興部次長	倉田 洋子
教育総務課主幹	松本 哲知
こども課長	佐々木 計也
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	増田 晴彦
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	辻 博暢
教育総務課(学校支援室)指導主事	中村 美和
教育総務課(学校支援室)指導主事	阪口 妙子

○教育振興部長 続いて議案に入らせていただきます。議案の進行につきまして
は、教育長よりしくお願いします。

議案 (1) 広陵町教育委員会後援名義要綱について

○教育長 それでは議案に入ります。まず一つ目の広陵町教育委員会後援名義要綱
について、次長から説明をお願いします。

○教育振興部次長 教育委員会後援名義の使用承認につきましては、委員の皆様には
申請内容をご審議の上、承認・不承認の決定をしていただいているところですが、
中には判断に迷うような内容の事業もあり、承認の基準はどのようになっているのか
というお声も頂戴してきたところです。これまでは、教育委員会としての要綱は定め
ておらず、広陵町の後援名義等申請に係る要綱に準じてご審議いただいておりますが、
事務局内で協議し、やはり教育委員会としての基準となる要綱を整備しておいた
方がいだろうということで、このたび案を作成させていただきました。

お配りしております、広陵町教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱 (案) に
ついてご説明いたします。本案は、広陵町の要綱をベースに、承認基準を新たに追加
しております。赤字で表示している部分が、これまで運用していた町の要綱と大きく
違う部分ですので、その部分を中心に説明させていただきます。

第 1 条、第 2 条、第 3 条までは、ほぼ同じような内容ですが、第 4 条の「主催者の
承認基準」には、第 1 項第 3 号の「社会教育関係団体」、第 4 号の「国地方公共団
体が補助金によって助成している団体」を追加しております。また、第 5 号で、「前各
号に該当しない団体で、次の要項の全てを満たす団体」としています。これは、町の
要綱で「その他町長が適当と認める団体」と定めているものを、もう少し具体的に示
したものでございます。第 6 号については、以前に、箸尾ハロウィン実行委員会など
の団体の承認をいただいておりますが、そのような、第 5 号にも該当しない団体、規約

等のない、臨時的に組織された団体であっても、その組織運営及び団体意思が明らかであり、事業遂行能力が十分にあると認められる場合には、承認してもいいのではないかとすることで追加しております。

第5条では、新たに第4号「広く広陵町民一般を対象とした事業であること」と、第5号「参加予定者数が相当程度見込まれるもの」を追加しております。先月の定例会で、参加定員が2名という講座の申請があり、ご審議いただいた結果、不承認になっていたと思います。そのことから、対象者を少数に限定したものは承認基準から省いてもいいのではないかとすることで、追加しました。第7号の「主催者が参加者等から徴収する入場料、出品料、参加費等は、無料または事業に要する必要経費程度であり、参加者等に過重な負担を負わせないもの」というのは、収益目的ではないというところがございます。第2項では、第1項に該当するものであっても、次に該当するものは認められないという事業について挙げております。第2号で「広陵町および教育委員会の政治的宗教的な中立性を損なうと判断されるもの」と挙げております。町の要綱では、主催者の承認基準で「宗教法人を除く」としてありますが、本案では、主催者としては縛りをかけず、事業内容として宗教的なものを排除しております。第4号から第6号も、新たに追加したものでございます。寄付徴収や物品の販売を目的としたものや、会員の勧誘を目的としたものを除くということ、また、過去に後援名義等の使用承認したもので、承認の条件を履行しなかったものについても、その後は認めないということにしております。

第6条「申請の手続き」についてです。町の要綱では、添付書類の規定がなかったので、第1号から第4号までの添付書類を上げております。第2号の「事業の収支予算書」につきましては、いつも委員Cさんが細かく見ていただいておりますが、他団体の要綱を調べますと、収支予算書については、参加費等無料の場合は添付不要とするという場合も多いのですが、本案では参加費等の徴収の有無に関わらず、添付を求めるものとしております。また、第2項で「前項の規定に関わらず、特に理由があるときは、一部の種類の添付を省略することができる。ただし、第2項第2号に定める収支予算書を除く。」とし、例えば、臨時的に組織された団体の場合、規約等がない場合もありますので、それは不要にするけれども、収支予算書は必ず求めるということになります。

第7条を飛ばしまして、第8条の「後援名義等の使用期間」でございます。承認の日から承認を受けた事業の終了日までとするというのが一般的ではあるのですが、本案では、「ただし、継続して事業を実施する場合の後援名義等の使用は、承認を決定した年度内を限度とする。」としております。これは、長期間継続して行うようなイベントを想定しており、年度をまたぐ事業の場合は新たに申請していただくことにしたいと思っております。また、承認を受けた事業の内容変更等についての規定が町の要綱にはございませんでしたので、変更がある場合は届け出ていただくものを追加しております。

第10条を飛ばしまして、第11条の「事業完了報告」でございます。これまで、自主的に完了報告を提出されていたのですが、特に規定はございませんでした。決算内容も含めて報告をきちっと求めるということにしております。

第12条は「後援名義等の無断使用」についてです。こちらも特に規定がございませんでしたので、新たに追加するものです。

以上、簡単でございますが、案の説明とさせていただきます。委員の皆様には内容をご確認のうえ、ご意見をいただきまして、その後に文言の整備や申請書等様式の作成を行い、改めて委員会にお諮りして、ご承認いただけたら施行というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。毎回、後援名義の申請については、ちょっとややこしい状況があったので、教育委員会として要綱案を作成していただきました。今の時点で、何か気になることや、ご意見またはご質問等ありましたらお願いしま

す。

○委員 D 後援名義をいただくと事業に重みが出ると思うんですが、それプラス何かあるんでしょうか。例えば、公費が使えるとか、会場費が割引になるとか。

○教育振興部次長 特に割引などはないと思うのですが。学校の児童生徒にチラシを配れることでしょうか。

○教育長 会場の使用料が免除になる場合があります。公民館や体育館を使用する際には、教育委員会が後援名義していれば、使用料が免除になりますので、特典に繋がる部分があるかなと思います。

○委員 C 第6条の「ただし、同項第2号に定める収支予算書は除く」ということですが、私は第1号の企画書や開催概要も付けるべきだと思います。

○教育振興部次長 ありがとうございます。「特に理由があるときは」一部の書類の添付を省略することができるとしております。事業目的を記載した企画書については、省略する特別な理由はないと思いますので、それは当然添付いただくということで、ただし書きに含めていません。

○委員 C 特に何があっても、どんな理由があっても第1号は省略できないだろう、ということですね。はい、わかりました。

○教育振興部次長 この辺の書き方が妥当かというのは、最終的に確認をさせていただきます。

○委員 B よろしいでしょうか。すごく練って作られたなっていうのは、もうよくわかります。本当にわかりやすく作っていただけてありがとうございました。

一点だけ、後援名義を承認すべきかしないべきかを判断する上で、判断基準となる事柄になるんですが、第5条の(5)「参加予定者数は相当程度見込まれるものであること」、この書き方でもいいと思うんですが、判断する側になりましたら、相当程度っていうのは何名なのか。もちろん、事業規模にもよりますし、何名とか、どう判断するのか。例えば不登校児を支援する事業で10名という人数の場合もございましたので。だから「相当程度見込まれる」って書かれたんだって意図もすごくよくわかったんですね。前々回の、マネー講座か何かで、1講座2人までとかいう事案がありましたので、だからこういうのを出されてるんだろうと思ったんですが、やっぱり10名以上とか、具体的な言葉や数字があった方が判断する側としてはわかりやすいなって思ったのです。

○教育振興部次長 要綱としては「何十名以上」などというのは、ちょっと書きにくいかなと思っております。この要綱に基づいた内規のようなものを作って、その中でなら「相当程度というのは、10名程度にしておこう」というのは書けるかなと思っております。

○委員 B そういった文言がありますと大変助かります。大変わかりやすく作っていただきまして本当にありがとうございました。

○教育長 よろしいでしょうか。他にご意見やご質問はございませんか。それでは、もう一度見ていただいて、何か疑問に思われることがあれば、来月の教育委員会に出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

議案(2) 後援名義使用許可申請について

(「キッズマネースクールおみせやさんごっこ はたらくってな〜に」)

○教育長 それでは、今の要綱案を頭に入れてもらいながら、後援名義申請についてです。

一つ目、「キッズマネースクールおみせやさんごっこ はたらくってな〜に」42ページでございます。教育総務課指導主事よろしくお願いします。

○教育総務課指導主事 一般社団法人子ども未来ラボから「キッズマネースクールおみせやさんごっこ はたらくってな〜に」の申請が出ています。42ページからです。親子でお店屋さんごっこを通して、お金の大切さや親への感謝を学ぶ体験型のイベントです。ただ楽しむだけではなく、仕入れや開店準備、販売、お金の管理を学

び、親が毎日一生懸命仕事をしていることを知る、とのことでした。

参加対象者は6歳から10歳ぐらいまでの子どもと保護者で、定員は先着15組です。開催日時は11月24日（日）と12月15日（日）の2日で、両日とも10時から16時まで、開催場所は奈良県産業会館です。参加費は、無料です。43ページに収支予算書、44ページに事業計画書、45ページに役員名簿、46ページから49ページに定款が、50ページ、51ページには配布予定のチラシが添付されています。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。説明いただきましたが、これについてどうでしょうか。対象は子どもと保護者15組で、30人になるかと思います。お店屋さんごっこ、いわゆる金融教育の一種かなと思うのですが。以前も別の団体でほぼ同じような内容のものがあったと思いますが、どうでしょうか。

○委員C 定員の人数は1回あたりなので、15組が4回あるってことですね。

○教育長 そうですね。会場は大和高田市にある県の産業会館ですが、対象は広陵町の子どもたちですね。

○教育総務課指導主事 はい。広陵町の中で開催できる場所はありませんかという問い合わせもありましたが。

○教育長 初めての申請ですね。

○教育総務課指導主事 そうおっしゃってました。

○委員B 去年9月にできた団体なので、申請するのも多分初めてですね。見たところ、そこまで気にするようなことはないと思うんですが。後援等名義使用承認申請書、収支予算書と事業計画書をまとめておりますし、ペーパーもありますし、問題はないと思いましたが、50ページの広告にキッズマネースクールというのが入ってますよね。キッズマネースクールの認定更新というのがまたありまして。一般社団法人こども未来ラボが出しているんですね。ちなみに、講師資格維持のために1名6万円の年会費が必要です。ということで、結局また、これを入口とした戦略になっているんじゃないかと懸念するんです。これで勧誘などをされないのであれば、全く問題はないと思うのですが。そのあたりを調べていただくことは可能でしょうか。これはキッズマネースクールと何か関係があるんですかというようなことを聞いていただくことは可能ですか。

○教育総務課指導主事 電話で聞くことは可能ですが、「勧誘することはありません」となりますよね。前も不承認になったところに電話をかけたら、そう言われました。

○委員B 一般社団法人こども未来ラボの定款にはキッズマネースクールのことは一切書かれていない。だから何でこんなものが入っているのか。その辺だけ確認してもらえばいいのかな。

○教育総務課指導主事 このロゴなしでチラシを配布してしてもらえないかと確認し、外せないなら承認はできないということですね。

○委員D はい。後援名義があると各学校から配布可能になる。すると結構責任重大ですね。

○委員B 本当に、知らなかったでは済まされないようなことがやっぱり起こる可能性があるというところで、注意しながら見る必要があるなと思います。1年ぐらい前からこういう申請がすごく増え出したなと思って。子ども向けNISAの講座やとか、最近はそういう、日本の金融リテラシーの経営のものが多くなっていて、公的機関が承認をする必要があるのか、何かトラブルを生み出すだけではないかということをやったり考えてしまうようになりました。

○教育長 昨年設立された団体なので、実績はそんなになんないのかなとは思いますが、実際に他の教育委員会が後援されている状況もありますのでね。一応、その辺の確認をしてもらっての条件付きの承認ということではよろしいですか。

議案（２）後援名義使用許可申請について（「吉藤オリィ講演会 in 奈良」）

○教育長 それでは、続きまして「吉藤オリィ講演会 in 奈良」、吉藤オリィ講演会子ども実行委員会が出しております。５２ページからでございます。これも教育総務課指導主事よりお願いします。

○教育総務課指導主事 吉藤オリィ講演会子ども実行委員会から「吉藤オリィ講演会 in 奈良」の申請が出ています。吉藤オリィ講演会子ども実行委員会は、奈良県各地から集まった小・中学生で結成された団体です。事業の趣旨は、小・中学時代を不登校で過ごした、葛城市出身の吉藤オリィさんが開発した遠隔操作ロボット「オリヒメ」が、病気などで外出困難な方たちに大きな希望と可能性を与えるもので、その希望を、もっとたくさんの子どもたちやその周りの大人たちに伝えることで、多くの人とつながり、自分たちの未来を平和で楽しい社会にしたい、ということです。開催日は令和７年３月２２日（土）１２時３０分から１５時まで、参加対象者は小学生高学年から中学生の親子で、予定人員は７００人、開催場所はかしはら万葉ホールで、入場料は大人２，０００円、中学生以下１，５００円です。５３ページに団体概要、５４、５５ページに実行委員会規約、５６ページに実行委員会名簿、５８ページに事業計画書、５９ページに収支見込書、６０ページに講師紹介、６７、６８ページに配布予定のチラシが添付されています。以上です。ご審議よろしくお願いします。

○委員Ａ 子どもが中心となる実行委員会ですね。

○教育総務課指導主事 はい。申請書を出すときにも、親御さんがついて、子どもたちを前面に出していました。

○教育長 基本的には、市町村教育委員会は結構認めているわけですね。吉藤オリィさんのことは皆さんご存知だと思います。不登校になったものの、その後、王寺工業に進まれ、そこで有名な先生と一緒にロボットの研究をされて、最終的に体が動かない子どもに対応する「オリヒメ」というロボットを作られたというのは全国的にも知られています。おそらく、自分の生い立ちも話をされながらということで、不登校の子どもたちにとってはいい話であると思うのですが。

○委員Ｃ 結構、大規模にされるんですね。

○教育長 子どもの参加が７００人ですからね。１人の参加費が１，５００円というのも結構な値段なのですが、実行委員会の子どもたちの親がサポートしながらやっているということなので、これは大丈夫かなとは思いますが。

○委員Ｂ 内容はいいんですが、ただ、なんかすごく高いなと思います。講演なんですけれども、その講師謝金が５５万円ですからね。

○教育長 そうですね。全国的に有名な方ですし、普通であれば１００万ぐらいするのかわかりません。

○委員Ａ 小学生が実行委員となって、こういう講演会というのは、これまでも開かれているんですか。

○教育長 いや、今回が初めてではないでしょうか。子どもが実行委員の講演会というのは、あまり記憶にないのですが。

○委員Ａ 見だすと厳しくなるんですけど、子どもたちを実行委員にして講師謝金が５５万円、交通費プラスで６０万円でしょ。安全対策というか、そういう問題があることで、子どもたちの実行委員会の位置づけが難しいですね。子どもたちに責任を負わせるわけにいかんでしょうね。これは当然ながら親御さんが責任を負うわけですからね。この安全とか、そういうときの対応とか、責任ということを確認していただいて、それは対応できるということであれば、私は承認してもよいと思います。

○教育長 子どもだけでは絶対不可能だけれど、当然ながら親御さんがサポートされるだろうし、その辺の責任を明確にされていればということで、これも話をしていただいて、条件付きの承認ということでもよろしいでしょうか。

○委員Ｂ これからこのような案件が増えそうですね。とりあえず確認をしていただいてということで基本的には承認ということで結構です。

議案（２）後援名義使用許可申請について（「子育て＆マネーセミナー」）

○教育長 はい、ありがとうございます。続きまして、「子育て＆マネーセミナー」です。別紙をご参照ください。これについても教育総務課指導主事、お願いします。

○教育総務課指導主事 ソニー生命保険から「子育て＆マネーセミナー」の申請が出ています。別紙をご覧ください。事業の目的は、子育て世代の方に子どもの個性ののびし方、褒め方などを伝えることで子どもに対して理解を深める、また、今後の子どもの教育資金等の必要な金額、賢い貯め方などを伝え、保護者の子育てに対する不安を払拭する、ということです。当日、前半は行動心理学に基づいた子どもの個性についての理解を追求し、後半は今後の教育資金についての推移や貯め方を伝える、とのこと。開催日時は令和6年11月27日（水）午前9時から12時までで、参加対象者は0才から小学校6年生の保護者、募集人員は20名程度です。開催場所は広陵町ふるさと会館グリーンパレスで、参加料は無料です。今回は地域貢献の一環として行うもので、金融商品の販売・勧誘・宣伝は一切ないとのこと。2ページに収支予算書、3ページに役員名簿、4ページから11ページに定款、12ページに参考として、9月に河内長野市で行われたセミナーのチラシが添付されています。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○教育長 今の説明の中で、質問やご意見等がございましたらお願いします。

○委員 B 質問ではないのですが、やっぱり、なぜ後援をするのか、なぜ共催をするのかという理念の話なんですよ。なぜ後援をするのかというと、どんなに小さい団体であっても、子どもたちのためにという活動を公にもっと知ってほしいとか、そういう、社会的に不利な立場にあるような方々にとっては、この後援がすごい励みになると思うんです。なので、その規模の大小でもない。一方で、例えばこの申請者だったら、ものすごく大きな企業さんですから、そういう方々に対して後援することにどういう意味合いがあるのかなというのは、いつも私が心に引っかかる場所ではあるんです。別に後援名義なんて使用しなくても、その名前だけで来てくださるんじゃないかと思うんです。内容が良ければ。その疑問はあるんですよ。なぜ、この企業の名前が掲げられているところに対して、後援というもののイメージをつけないといけないのか。私の中でうまく整理ができない部分がいつもありまして、それで悩んでいます。金融商品の販売は一切ないと書かれていて、だとしたら、広く公益のためにという意味合いだっていうことだと思うんですけど、でも広陵町としてどうなのかなというところが、やっぱり引っかかる。社会教育団体でもないですし、いち一般企業さんっていう形なので。

○委員 C 一番後ろに。以前に河内長野市でされたときのチラシが付いてますよね。この右下のQRコードのところに小さい文字で「出席の確認並びにソニー生命、その他関連会社の各種商品サービスのご案内、提供のみに利用させていただきます」と書いてるんです。提供するんじゃないですか。河内長野の場合はね。河内狭山市の教育委員会の後援もらっているようですが、こういう整合性っていうのは良くないからやっぱり。

○委員 A 会社も企業も社会貢献ということを求められている。だから難しいところですけど、今、委員 C さんがご指摘されたことを持って否定するとすれば、全てこれから否定していくということになってしまうと思いますね。

○委員 C 「出席の確認のみ利用させていただきます」じゃ駄目なんですか。

○委員 A そうなんでしょうけど、逆に言えば、誘いがあっても乗らなければいいじゃないか、ということが言える。この中にヒントがあるとすれば、それを有益な結果として受け入れてあげるとのことね。もう、今のこの通り進めていくと後援は一切できなくなりますよ。

○委員 B そこだな。なので後援っていう言葉が何のためっていうところをちょっと

考えていく必要があるなっすごく思いました。

○委員 C 各家庭によって、どんな保険の入り方がいいのかなどを学ぶには有益なところはあるとは思っているんですよ。だから、それが商品の宣伝とかに繋がらなければいいなと。

○委員 A それはもう、承認許可書を出すときに付記すると言っているんです。

○教育長 参加申し込みはQRコードで申し込むわけですね。そこで登録されると、一方通行にCMが送られることは考えられますね。今、スマホを開ければ必ず何かしらCMが入ってきますからね。ただ、それをクリックするか、しないかは、受けた側の問題にはなってくるのですが、そこが懸念材料なんですという話だけさせてもらって、これさえなければ承認したいのですがっていう、これも条件的になるんですけどね。

○委員 C 承認申請書に「金融商品の販売・勧誘・宣伝は一切ございません」と書いてるんですよ。それがチラシと整合性がないわけですね。チラシは河内長野の時のものなので、もしかしたら広陵町ではないかもしれないですけど。そこだけきっちり確認してもらって、これを信じていいですねっていうことで。

○委員 B ただ本当に広陵町の場合はないのかもしれないので、ここがあるんですかみたいな感じの確認ですね。

○教育長 元々、「一切勧誘・宣伝はない」と書いていますからね。そういう勧誘によるトラブルがないからこそ、大阪中心ですが、過去の実績として教育委員会も承認してるのでしょからね。ありがとうございます。

後援名義はもう一つありましたか。「きょうされん」ですか。

○教育総務課指導主事 「きょうされん」は後援名義申請ではなく、これは先月の議案で、予算書の「支出の部」を資料として添付もれがありましたので、本日、確認のために資料を出させていただきました。

○教育長 ありがとうございます。それでは、三つの後援名義の使用承認については、一定の条件をクリアしたら承認ということで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。